平成２２年（フ）第１５１号
沖縄県浦添市勢理客１丁目28番３―202号
やよい荘
債務者　伊是名さと子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３２号
沖縄県中頭郡西原町字掛保久190番地
債務者　金城　達徳
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８３号
長野県東御市祢津2102番地
債務者　柳橋　一久
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８４号
長野県上田市古里86番地26　フローレンス古里Ａ―102号、前住所群馬県安中市松井田町人見849番地１
債務者　金子二美江
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県明石市大久保町大窪431、旧住所神戸市須磨区潮見台町５丁目13―24―202
債務者　戸越　歩惟
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
兵庫県明石市林２丁目12番31号
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
神戸市西区丸塚２丁目３番30―103号
債務者　仲地　順子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
兵庫県明石市松の内１丁目１番地の21　オクノプレイス104号
債務者　廣畑　延幸
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
神戸市西区伊川谷町潤和1664番地
債務者　西川　智江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
兵庫県明石市西新町３丁目14番13号　ラフィーネ日新102号、旧住所兵庫県明石市小久保２丁目10番地の７　中岡ビル601号
債務者　松下　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
神戸市西区王塚台２丁目77番地６―306号
債務者　後藤　　舞（旧姓門口）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
兵庫県明石市魚住町清水2744番地の30　みどり寮、旧住所兵庫県明石市魚住町鴨池３番地の４　第２岸田マンション101号
債務者　田渕　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
宮崎県えびの市大字向江433番地　県営住宅京町団地54棟104号
債務者　黒澤津ちえみ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県南あわじ市市青木78番地10
債務者　素川　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県南あわじ市松帆櫟田124番地３
債務者　倉本きくゑ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
佐賀県唐津市相知町千束2037番地
債務者　松本　耕一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４７号
佐賀県唐津市柏崎1041番地１　パインブライトⅡＡ203
債務者　瀬戸　　麗
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部